

平成23年12月12日

松阪記者クラブ 様

担当者 齋宮跡課 西口和良

連絡先 電話：0596-52-7126

FAX：0596-52-7133

発表事項 明和町文化財の管理又は修理に関する補助について

内 容 明和町に所在する国・県・町指定文化財の適正な保存  
管理とその活用を図り文化財保護の充実を図るため、  
その所有者又は管理者が行う保護又は活用等に関する  
事業に対して補助金を交付する。

資料：明和町文化財保護事業費補助金交付要綱

明和町の指定文化財一覧

## 明和町の指定文化財数

平成23年4月1日現在

区分	有形文化財							民俗文化財	記念物		合計
	建造物	絵画	書籍	彫刻	工芸品	古文書	考古資料	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	
国指定				1			1		2	1	5
県指定		2	2		3	3	7		1		18
町指定	2			7	2	4	1	6	3		25
合計	2	2	2	8	5	7	9	6	6	1	48

## 国指定文化財一覧

平成23年4月1日現在

種別	名称	員数	時代	所有者等	指定年月日
有彫	木造諸尊仏龕	1 軀	平安	個人	昭和38. 7. 1 (1963)
有考	三重県斎宮跡出土品	2661 点	飛鳥～平安	三重県	平成21. 7. 10 (2009)
記史	水池土器製作遺跡	1	奈良	明和町	昭和52. 7. 25 (1977)
記史	斎宮跡	1	奈良～平安	明和町ほか	昭和54. 3. 27 (1979)
記天	斎宮のハナショウブ群落	1		明和町	昭和11. 12. 16 (1936)

### ※種別の略称のつけ方

種別左 有=有形文化財 無=無形文化財 民=民俗文化財 記=史跡名勝天然記念物

種別右 建=建造物 絵=絵画 書=書跡・典籍 彫=彫刻 工=工芸品 文=古文書 考=考古資料  
無=無形民俗文化財 史=史跡 天=天然記念物

# 県指定文化財一覧

平成23年4月1日現在

種別	名称	員数	時代	所有者等	指定年月日
有工	刀銘(表)天保八年十一月(?)日 応武田常貞需固山宗次作之(裏)略	1口	江戸	個人	昭和31. 5. 2 (1956)
有工	銘雲林院政盛作	1口	室町	個人	昭和43. 3. 18 (1968)
有工	六地藏石幢	1基	室町後期	中町自治会	昭和62. 3. 27 (1987)
有絵	紙本金地著色伊勢物語図六曲屏風	1双	江戸前期	三重県	平成17. 3. 17 (2005)
有絵	紙本著色源氏物語色紙貼交二曲屏風	1双	桃山末・江戸 初期	三重県	平成17. 3. 17 (2005)
有書	斎宮女御集(正般所蔵本)	1冊	鎌倉	三重県	平成22. 3. 11 (2010)
有書	斎宮女御集(資経本)	1冊	鎌倉	三重県	平成22. 3. 11 (2010)
有文	紙本墨書 癡兀大恵印信 附 紙本墨書空然印信	25通	鎌倉	安養寺	昭和33. 12. 15 (1958)
有文	紙本 墨書安養寺文書	8通	鎌倉～室 町	安養寺	昭和33. 12. 15 (1958)
有文	大淀村二天八王子社神事頭番張	1巻	室町	竹大与杼神社	昭和62. 3. 27 (1987)
有考	金銅装頭椎大刀	1口	古墳後期	明和町 教育委員会	平成13. 3. 27 (2001)
有考	馬形埴輪 (石薬師東古墳群63号墳出土)	1点	古墳	三重県	平成15. 3. 17 (2003)
有考	土偶(粥見井尻遺跡出土)	2点	縄文	三重県	平成16. 3. 17 (2004)
有考	雲出島貫遺跡中世墓出土品 腰刀1口、漆塗小箱1合、方形鏡 1面、青磁椀2口、白磁椀1口、 白磁皿4口、鉄製座金具2箇、鉄 製合釘2箇、鉄製角釘22箇	36点	鎌倉	三重県	平成17. 3. 17 (2005)
有考	初期須恵器・韓式系土器 (六大A遺跡出土)	107点	5世紀前葉～ 中葉	三重県	平成18. 3. 17 (2006)
有考	磨製石斧製作関係資料一括 (宮山遺跡出土)	121点	弥生	三重県	平成19. 3. 27 (2007)
有考	陶質土器 (木造赤坂遺跡出土)	1点	古墳中期	三重県	平成21. 3. 11 (2009)
記史	坂本古墳群	1	古墳	明和町ほか	平成16. 1. 19 (2004)

※種別の略称のつけ方

種別左 有=有形文化財 無=無形文化財 民=民俗文化財 記=史跡名勝天然記念物

種別右 建=建造物 絵=絵画 書=書跡・典籍 彫=彫刻 工=工芸品 文=古文書 考=考古資料

無=無形民俗文化財 史=史跡 天=天然記念物

# 明和町指定文化財一覽

平成23年4月1日現在

種別	名称	員数	時代	所有者等	指定年月日
有 建	転輪寺表門	1棟	江戸	転輪寺	昭和56.10.27 (1981)
有 建	転輪寺庫裡	1棟	江戸	転輪寺	昭和56.10.27 (1981)
有 彫	木造聖観音立像	1軀	平安	養川自治会	昭和56.8.10 (1981)
有 彫	木造胎蔵界大日如来坐像	1軀	平安	養川自治会	昭和56.8.10 (1981)
有 彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉	納願寺	昭和56.9.28 (1981)
有 彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉	両谷寺	昭和56.10.27 (1981)
有 彫	木造僧形坐像	1軀	江戸	納願寺	昭和58.1.25 (1983)
有 彫	木造阿弥陀如来立像	1軀	室町	円明寺	昭和58.1.25 (1983)
有 彫	木造獅子頭	1個	室町	久安寺	昭和58.1.25 (1983)
有 工	仏通禅師所用法衣並びに什物	7点	鎌倉	安養寺	昭和56.10.27 (1981)
有 工	銅 鐘	1口	江戸	転輪寺	昭和56.10.27 (1981)
有 文	八木戸庄屋文書	1450点 余	江戸	明和町	昭和56.10.27 (1981)
有 文	佐田村子安地藏来曆	1卷	江戸	清光寺	平成4.7.17 (1992)
有 文	郷中十七ヶ条	1卷	江戸	個人	平成5.12.21 (1993)
有 文	北畠具教感状	1幅	室町	個人	平成5.12.21 (1993)
有 考	環状壺形土器	1口	縄文	明和町 教育委員会	平成8.9.27 (1996)
民 無	前野のお頭神事	1	江戸	前野自治会	昭和59.2.23 (1984)

種別	名 称	員数	時代	所有者等	指定年月日
民 無	麻生の左義長	1	江戸	麻生自治会	昭和 59. 2. 23 (1984)
民 無	大淀の祇園祭	1	江戸	明和町大淀 三世古・東区・ 山大淀	昭和 60. 2. 18 (1985)
民 無	算所の祇園祭	1	安土桃山	算所共進社	昭和 60. 2. 18 (1985)
民 無	前野の浅間行事	1	江戸	前野自治会	昭和 60. 2. 18 (1985)
民 無	宇爾桜神社かんこ踊り	1	江戸	有爾中自治会	昭和 60. 2. 18 (1985)
記 史	鳥墓神寺跡	1		蓑 村 区	昭和 58. 1. 25 (1983)
記 史	惇子内親王墓	1		個 人	昭和 58. 1. 25 (1983)
記 史	斎王尾野湊御禊場跡	1		明 和 町	平成 7. 3. 17 (1995)

※種別の略称のつけ方

種別左 有=有形文化財 無=無形文化財 民=民俗文化財 記=史跡名勝天然記念物

種別右 建=建造物 絵=絵画 書=書跡・典籍 彫=彫刻 工=工芸品 文=古文書 考=考古資料

無=無形民俗文化財 史=史跡 天=天然記念物

## 明和町文化財保護事業費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、明和町に所在する文化財の保護又は活用等に関する事業に対して補助金を交付することに関し、明和町文化財保護条例(平成23年明和町条例第8号。以下「条例」という。)及び明和町文化財保護条例施行規則(平成23年明和町教育委員会規則第1号)並びに明和町補助金等交付規則(昭和48年明和町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において文化財保護事業(以下「保護事業」という。)とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく国指定、三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)に基づく県指定及び条例に基づく町指定の文化財を所有又は管理する者が、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として行う事業をいう。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる保護事業の種別と内容は、別表第1に掲げるものとし、事業費の総額が10万円以上のものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（補助金の額）

第4条 保護事業にかかる補助の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、その限度を超えて補助することができる。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、明和町文化財保護事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、事業着手年度の7月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 文化財保護事業実施計画書(第2号様式)

(2) 文化財保護事業収支予算書(第3号様式)

(3) 工事の施工又は用具の補修等にあつては、実施設計書、図面、仕様書及び写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

（補助金の交付の決定等）

第6条 町長は、前条又は第8条の申請を受理したときは、当該申請にかかる書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 町長は、前項の審査等の結果、適当と認めるときは、明和町文化財保護事業費補助金交付決定(変更)通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために、必要に応じて条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、第6条の規定による交付決定がなされた後に保護事業の内容等を変更する場合には、明和町文化財保護事業費補助金交付変更申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(完了の報告)

第9条 補助事業者は、保護事業の完了後、速やかに明和町文化財保護事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保護事業収支決算書(第7号様式)
- (2) 文化財保護事業成果表(第8号様式)及び写真等の資料
- (3) 工事の施工又は用具の補修等にあつては、実施設計書、図面及び仕様書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(補助金の交付等)

第10条 町長は、前条の報告を受領したときは、当該報告にかかる書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 2 町長は、前項の審査等の結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、明和町文化財保護事業費補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するために、特に必要と認めるときは、保護事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用し、又は不正に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に従わなかったとき。
- (3) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定によって補助金の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第13条 補助事業者は、当該補助金を受けた文化財の維持管理に万全を期さな

ければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、当該補助事業によって効用等の増加した財産を町長の承認を受けないで、交換又は譲渡し、若しくは貸付け又は担保の用に供してはならない。

(文書等の経由)

第15条 この要綱によって町長に提出する文書等は、教育委員会を経由しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。



別表第1(第3条関係)

文化財の種類	事業	内容
有形文化財及び有形民俗文化財	(1) 修理	解体、半解体修理、その他部分修理及び復元補修
		剥落、腐食等防止
		災害復旧
	(2) 管理	防災設備の設置及び修繕
		展示、収蔵施設の建設及び修繕
		防虫、防蟻及びこれらの駆除
(3) 公開		
無形文化財及び無形民俗文化財	(4) 保存伝承	文書、写真、採譜等による記録作成保存
		伝承者養成、伝承事業の実施継続
	(5) 用具補修	使用する用具等の補修
	(6) 公開	
史跡、名勝、天然記念物	(7) 管理保存	環境整備
		管理に必要な囲い、柵等の設置及び修繕
		天然記念物の保護増殖及び衰亡防止

別表第2(第4条関係)

事業区分	補助率		補助限度額 (単位：円)
	国、県の補助事業 (補助残額の)	町単独補助事業 (補助対象経費の)	
別表第1に掲げる(1)の事業	3分の2以内	3分の2以内	1,000,000
別表第1に掲げる(2)の事業	3分の2以内	3分の2以内	1,000,000
別表第1に掲げる(3)の事業	3分の2以内	3分の2以内	100,000
別表第1に掲げる(4)の事業	3分の2以内	3分の2以内	200,000
別表第1に掲げる(5)の事業	3分の2以内	3分の2以内	200,000
別表第1に掲げる(6)の事業	3分の2以内	3分の2以内	100,000
別表第1に掲げる(7)の事業	3分の2以内	3分の2以内	1,000,000